

いんふおめ。

里親とは、親と暮らすことができない子どもたちを、その家庭に代わって養育する制度です。
養育里親：親の病気や離婚などで生活できない子どもをその家庭に代わって養育します。養子縁組ができることもあります。
親族里親：親が行方不明、死亡などで、その子どもの三親等以内の親族の養育が子どもの成長にとって適当と判断されたとき、あてはまる場合があります。
専門里親：虐待などを受けてきたことで心身に有害な影響を受けた児童を養育し、2年をめどに親子で再び暮らせるように支援します。里親としての養育経験など一定の条件が必要です。
 詳しくは、子育て推進課、または、北海道中央児童相談所 ☎011(631)0301にお問い合わせください。

募集 子育て推進課
 児童相談係
 ☎(24)0935
 本庁舎 1階6番

あなたも里親になりませんか



昨年、成立した新しい法律「子ども・子育て支援法」に基づき、市は、平成27年度（予定）から5年間を期間とする、「（仮称）千歳市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた準備を進めています。
 この計画は、対象となる子育て家庭の「利用希望など」を踏まえ、地域の実情に応じた質の

子育て 子育て推進課
 子育て計画係
 ☎(24)0341
 本庁舎 1階6番

子ども・子育て支援に関するアンケートにご協力ください

市は、子育てをしている世帯を応援するため、紙おむつ処理のごみ袋を支給しています。
【対象】 4月2日以降に出生、転入された世帯のうち、10月1日現在市内に住所がある3歳未満の乳幼児を育てている世帯
【支給枚数】 乳幼児1人につき50枚（燃やせるごみ用・20リットル）
【支給方法】 10月下旬から11月にかけて対象世帯へ配送します。
 ※配送前に市外へ転出された世帯は、対象外となります。
 ※申請などの手続は、不要です。

子育て 子育て推進課
 子育て支援係
 ☎(24)0328
 本庁舎 1階6番

乳幼児紙おむつ用ごみ袋を支給します

子育ての悩みなどを、臨床心理士に相談してみませんか（無料）。
【対象】 18歳未満の子どもの保護者
【とき】 10月25日、11月29日、12月20日（10時～17時）
 ※前日までに予約をしてください。
【ところ】 ちとせこセンター

相談 子育て推進課
 児童相談係
 ☎(24)0935
 本庁舎 1階6番

臨床心理士による 子育てカウンセリング

高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供や確保を目的として作成するものです。
 市は、無作為に選んだ小学生以下の子どもがいる各家庭に対して、10月下旬から11月頃に、郵送によるアンケート調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。
 ※訪問や電話による聞き取り調査は、行いません。
 ※市の子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」では、各種子育て支援サービスの情報のほか、「子ども・子育て支援新制度」に関する情報を掲載していますので、ご覧ください。
 ホームページ <http://www.city.chitose.hokkaido.jp/kosodatent/index.html>

「きふ・とも」は、さまざまな分野で活動する市民活動団体に市民の皆さんが毎月一定額を寄付する制度です。
 平成26年から登録する団体を募集します。
【資格】 つぎの条件を満たす営利を目的としない団体で、自主的・自立的に社会貢献活動を行う市内の団体
 ▼5人以上の会員で組織している
 ▼規約や会則などで社会貢献活動の分野を明らかにしている
 ▼予算・決算を適正に行っている
 ▼原則として1年以上継続して活動している
【申込書類】
 ▼市民公益活動団体登録申請書（市指定用紙）
 ▼団体の定款・規約・会則など
 ▼役員・会員名簿
 ▼直近の活動報告書
 ▼直近の収支計算書
【申込期限】 10月25日（金）

募集 市民協働推進課
 市民協働推進係
 ☎(24)0452
 本庁舎 2階22番

「きふ・とも」の登録団体を募集

